第１回福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日　時：平成 27 年 7 月 30 日（木）　13 時 30 分～15 時 30 分
場　所：福井市西谷 1 丁目 1201
　　ブランカ　3 階グレイスホール

議　事　次　第

１．開　会

２．出席者（委員）紹介

３．挨　拶（福井労働局長）

４．議　題
（１）福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

（２）協議会座長選出について

（３）労働基準法等の一部を改正する法律案について

（４）協議会の運営等について

（５）トラック運送における長時間労働の実態調査について

５．挨　拶(中部運輸局長)

６．閉　会

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図
資 料 １　福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について
資 料 ２　トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取組について
資 料 ３　協議会運営にかかる本省通達について
資 料 ４　トラック運送における長時間労働の実態調査について

福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

（順不同・敬称略）

川上　洋司	福井大学大学院工学研究科　教授
鰐渕　信一	（一社）福井県商工会議所連合会　専務理事
坪田　隆義	福井県経済農業協同組合連合会　常務理事
片岡　久秀	フクビ化学工業(株)　営業本部商品物流管理部長
勝木　知文	セーレン(株)　取締役執行役員　グローバル総務経理人事本部長
藤澤　幹雄	福井県交通運輸産業労働組合協議会　議長
清水　則明	（一社）福井県トラック協会会長　福井貨物自動車(株)代表取締役社長
有馬　茂人	敦賀海陸運輸(株)取締役副社長
水野　茂	(株)ミツノリ　代表取締役社長
加藤　滋穂	福井労働局長
鈴木　昭久	中部運輸局長
長谷川雅巳	福井運輸支局長

第1回福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会　出席者名簿

（敬称略）

組　織　名	役　職	委員名	代理出席者 役職	出席者名
福井大学大学院工学研究科	教授	川上　洋司		
一般社団法人 福井県商工会議所連合会	専務理事	鰐渕　信一		
福井県 経済農業協同組合連合会	常務理事	坪田　隆義	審議役部長	前田　之裕
フクビ化学工業(株)	営業本部 商品物流管理部長	片岡　久秀		欠席
セーレン（株）	取締役執行役員 グローバル総務経理人 事本部長	勝木　知文		
福井県 交通運輸産業労働組合協議会	議長	藤澤　幹雄	事務局長	大久保　和彦
一般社団法人 福井県トラック協会	会長	清水　則明		
敦賀海陸運輸(株)	取締役副社長	有馬　茂人		
(株)ミツノリ	代表取締役社長	水野　茂		
福井労働局	局長	加藤　滋穂		
中部運輸局	局長	鈴木　昭久		
中部運輸局福井運輸支局	支局長	長谷川　雅巳		

福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会　委員名簿（案）

（敬称略）

	構　成	組　織　名	役　職	氏　名	内諾の了承	謝金支払の有無
1	学識経験者	福井大学大学院工学研究科	教授	川上　洋司	済	有
2	経済団体・荷主	一般社団法人 福井県商工会議所連合会	専務理事	鰐渕　信一	済	無
3		福井県 経済農業協同組合連合会	常務理事	坪田　隆義	済	無
4		フクビ化学工業(株)	営業本部 商品物流管理部長	片岡　久秀	済	無
5		セーレン（株）	取締役執行役員 グローバル総務経理人事本部長	勝木　知文	済	無
6	労働組合	福井県 交通運輸産業労働組合協議会	議長	藤澤　幹雄	済	無
7	事業者団体	一般社団法人 福井県トラック協会	会長	清水　則明	済	無
8	トラック運送事業者	敦賀海陸運輸(株)	取締役副社長	有馬　茂人	協会	無
9		(株)ミツノリ	代表取締役社長	水野　茂	協会	無
10	行政機関等	福井労働局	局長	加藤　滋穂	済	
11		中部運輸局	局長	野俣　光孝	済	
12		中部運輸局福井運輸支局	支局長	長谷川　雅巳	済	

第1回福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会配席図

平成27年7月30日（木）13：30～
ブランカ3階グレイスホール

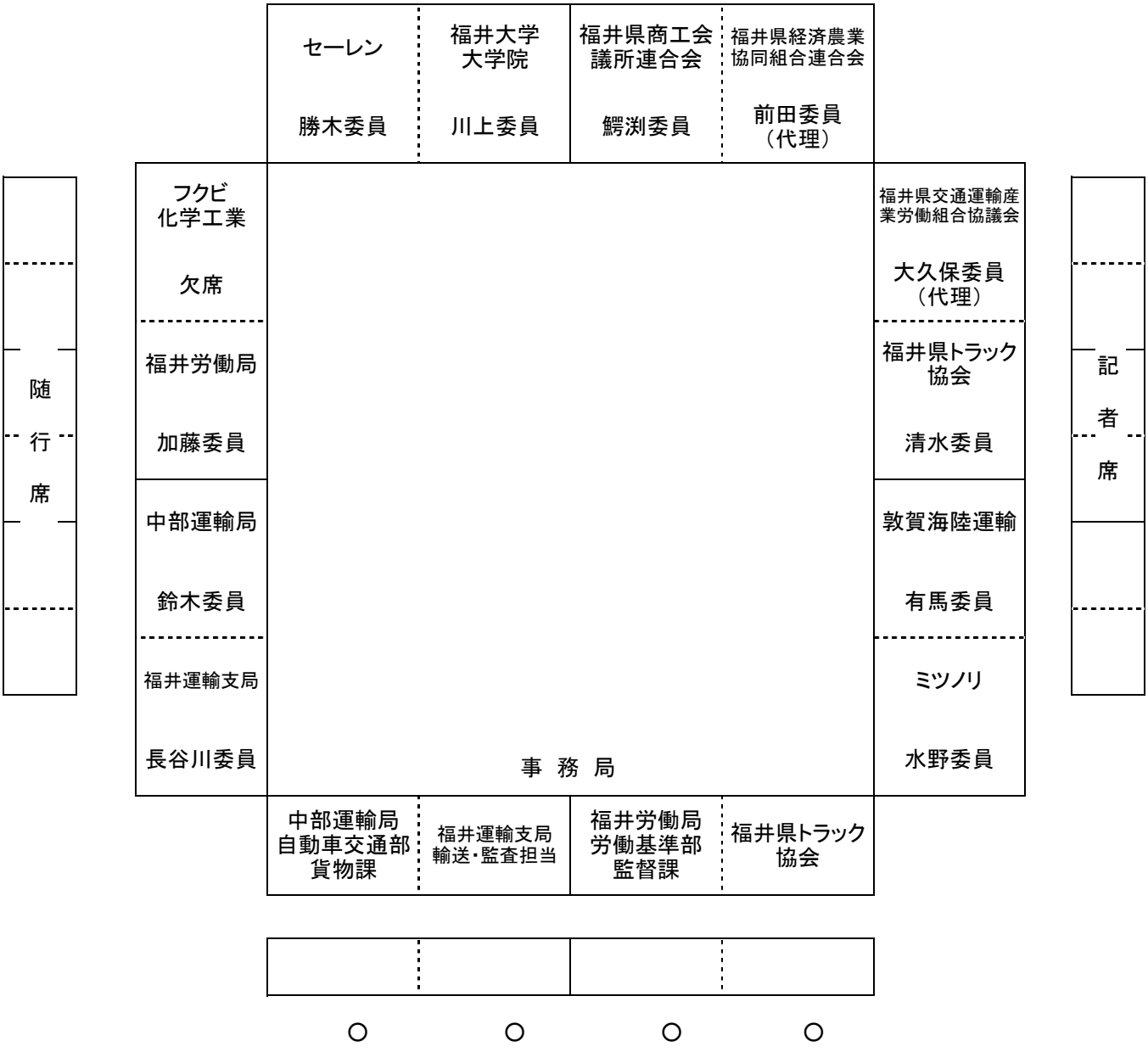

資料１

「福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」について（規約）（案）

（名称）

第１条　本協議会は、「福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体、労働者団体、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

２．協議会には、委員の互選により座長を置く。

３．座長は、議事その他の会務を統括する。

（協議会及び活動事項）

第４条　協議会は目的達成のため次の活動を行う。

（１）福井県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること

（２）福井県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること

（３）その他

（協議会）

第５条　協議会は、必要に応じて座長が召集する。

２．座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

３．協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

（ワーキンググループ）

第６条　協議会には、第４条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「ＷＧ」という。）を置くことができる。

２．ＷＧは、座長が指名した委員等により構成する。

（他の協議会との連携）
第７条　協議会の運営にあたっては、中部地区（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県）の他の協議会と連携する。
　但し、他の協議会との調整は中部運輸局が行うこととする。

（事務局）
第８条　協議会の運営に関する事務は、福井労働局、中部運輸局、福井運輸支局、福井県トラック協会が共同で行うものとする。

（その他）
第９条　これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

（附　則）　この規約は、平成２７年７月３０日から施行する。

トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取組について

平成27年７月30日（木）

福井労働局

資料2

目次

労働時間を取り巻く現状（p１～３）

労働基準法の前回改正の検討規定・今回の改正案の内容（p４～８）

トラック運転手を取り巻く状況（p９～１１）

トラック運転手の長時間労働対策（厚生労働省の取組）（p１２～１７）

年間総実労働時間の推移

年間総実労働時間は減少傾向で推移しているが、これは一般労働者（パートタイム労働者以外の者）についてほぼ横ばいで推移するなかで、平成8年頃からパートタイム労働者比率が高まったこと等がその要因と考えられる。
なお、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少した。

年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）

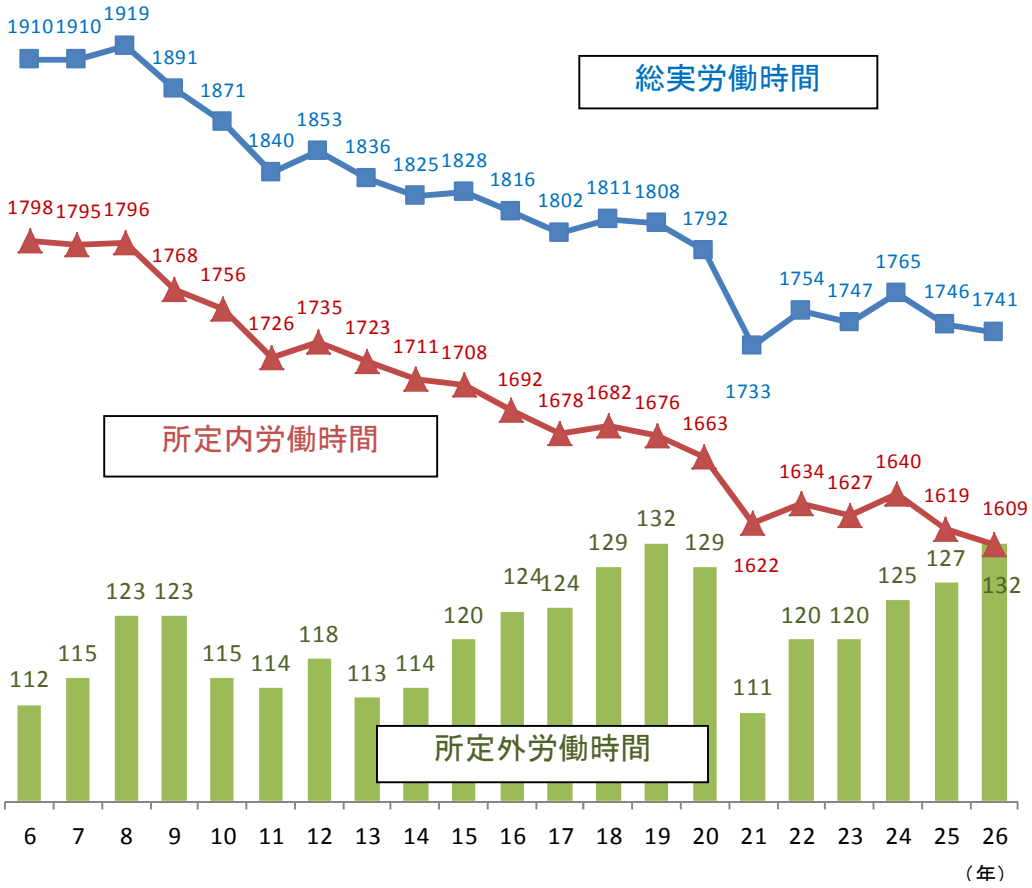

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（注）事業所規模5人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移

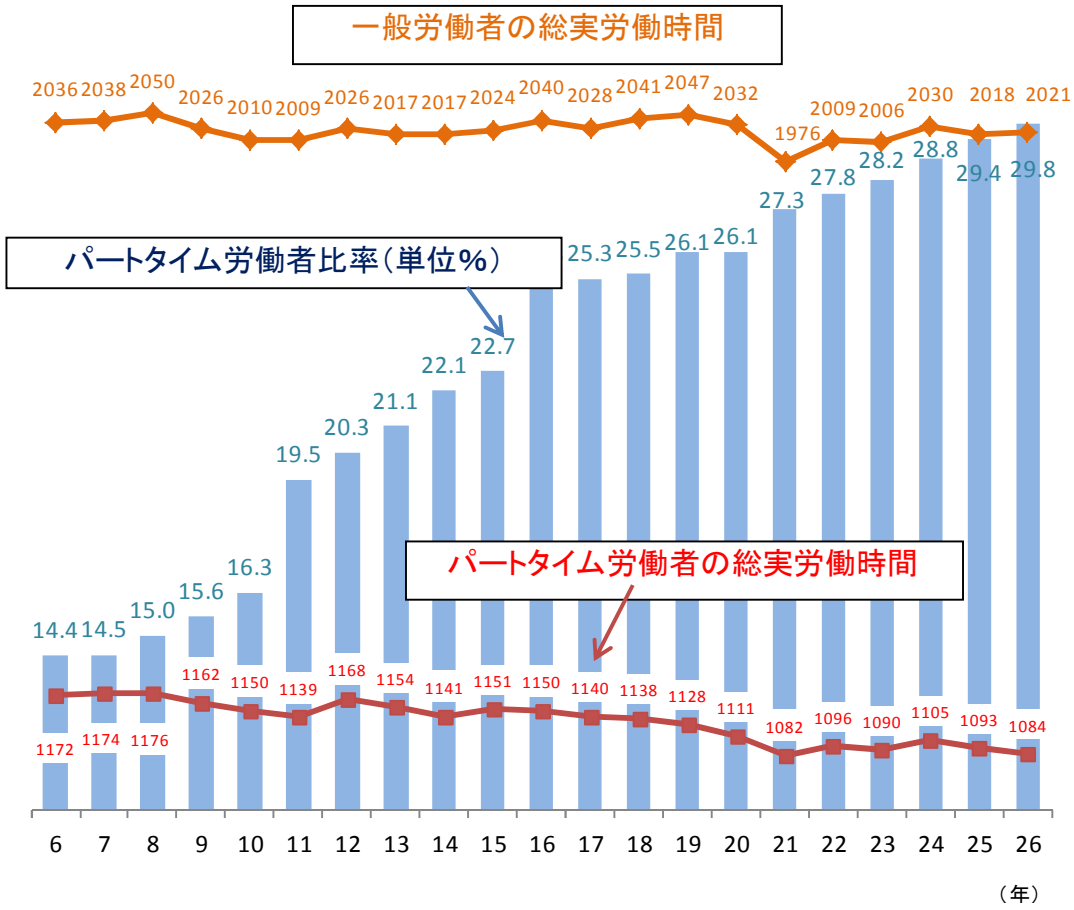

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（注）事業所規模5人以上

週労働時間別雇用者等の推移

週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、30代男性では17．0%と、以前より低下したものの高水準で推移している。

	平成16年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
週60時間以上の者	639万人	476万人	490万人	474万人	464万人
	12．2%	9．3%	9．1%	8．8%	8．5%
週35時間以上 週60時間未満の者	3354万人	3227万人	3412万人	3327万人	3284万人
	64．0%	63．2%	63．7%	61．6%	60．5%
週35時間未満の者	1237万人	1385万人	1436万人	1568万人	1651万人
	23．6%	27．1%	26．8%	29．0%	30．4%
合　計	5243万人	5105万人	5359万人	5399万人	5432万人

30代男性で週労働時間60時間以上の者

	平成16年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
30代男性で週60時間以上の者	200万人	141万人	144万人	135万人 （124万人）	126万人 （115万人）
	23．8%	18．4%	18．2%	17．6% （17．2%）	17．0% （16．5）%

※　資料出所：総務省「労働力調査」（平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く）

※　上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ数値により作成。なお、平成25、26年の括弧内については、雇用者のみの数値により作成。

年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

○　日本は欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
○　また、時間外労働（40時間/週以上働いている）者の構成割合が高く、特に49時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

○年平均労働時間

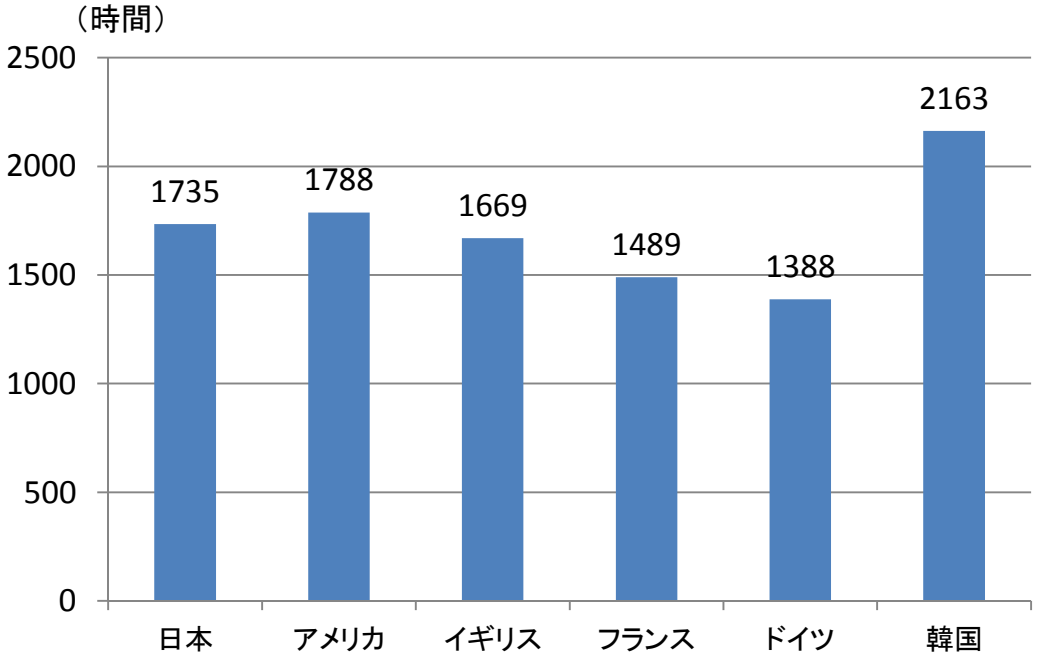

（資料出所）OECD「iLibrary」

＜事務局注＞
※　年平均労働時間は、2013年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間（韓国のみ2012年）を示す。データは、OECD「iLibrary」（日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」）による。

○長時間労働者の構成比（週当たりの労働時間）

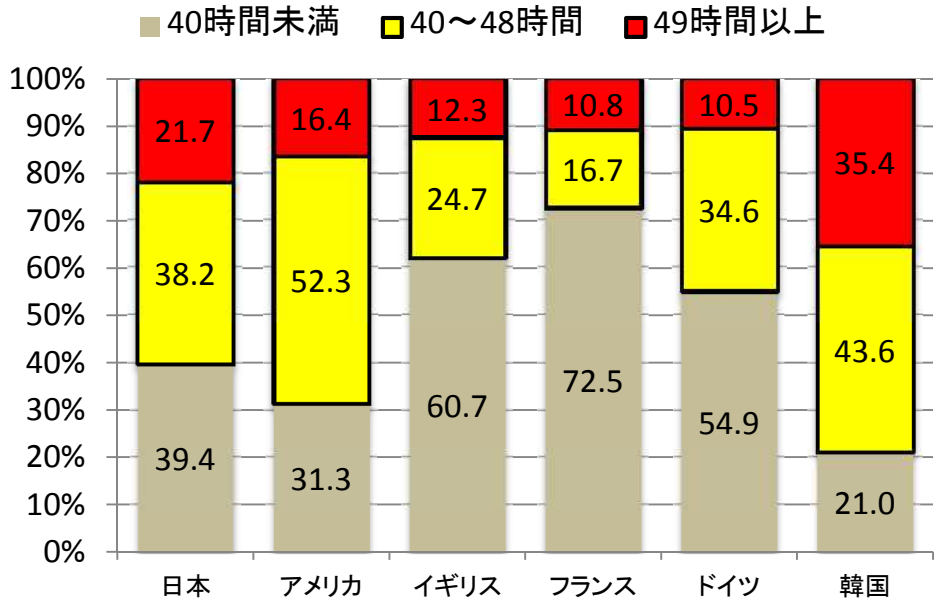

（資料出所）ILO「ILOSTAT Database」

＜事務局注＞
※　長時間労働者の構成比については、2013年の各国の就業者一人当たりの週労働時間を示す（韓国のみ2012年）。データは、ILO「ILOSTAT　Database」（日本人は総務省「労働力調査」）による。
※　就業時間不詳の者がいるため、計100%とはならない（日本、イギリス、フランス）。

労働基準法の平成20年改正の際の検討規定

附　則　（平成20年法律第89号）（抄）

（施行期日）

第1条　この法律は、平成22年4月1日から施行する。

（検討）

第3条　政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法（以下この条において「新法」という。）第37条第1項ただし書及び第138条の規定の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第37条　使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

２～５　（略）

第138条　中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。

（注）下線は引用に際して付したものである。

中小企業及びその雇用者の割合

割増賃金率引上げの適用が猶予されている中小事業主の範囲

◆ 中小企業に該当するか否かは、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者数」で判断。
◆ 事業場単位ではなく、企業単位で判断。

※中小企業基本法に定める中小企業の範囲とほぼ一致。
（中小企業基本法の中小企業に含まれない独立行政法人や協同組合等も中小事業主に含まれる。）

業種	資本金の額又は出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000 万円以下	または	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	または	100 人以下
卸売業	１億円以下	または	100 人以下
製造業、建設業、運輸業その他の業種	３億円以下	または	300 人以下

中小企業及びその雇用者割合（第１次産業を除く）

◆ 中小企業の割合： **99．7%**　（約386.3万社のうち **約385.3万社**）

◆ 中小企業の常用雇用者の割合： **62．7%**　（約3,878万人のうち **約2,433万人**）

※ 資料出所：平成26年中小企業白書（総務省調査「平成24年経済センサス」を再編加工した資料）
なお、「経済センサス」は、平成18年までの「事業所・企業統計調査」と比べ、一部変更されており、過去の同調査結果と単純に比較出来ないことに留意が必要。（例えば、平成16年事業所・企業統計調査における中小企業の常用雇用者の割合は71.0%。経済センサスでは、①商業・法人登記等の行政記録の活用、②会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等の変更が行われた。）

平成27年2月13日労働政策審議会建議
「今後の労働時間法制等の在り方について」（抄）

1　働き過ぎ防止のための法制度の整備等

（1）長時間労働抑制策

①中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

- 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが適当である。
- 上記の環境整備を図りつつ、中小企業労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上とする労働基準法第37条第1項ただし書きの規定について、中小企業事業主にも適用することが適当である。
- 中小企業の経営環境の現状に照らし、上記改正の施行時期は他の法改正事項の施行の3年後となる平成31年4月とすることが適当である。

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

※平成27年4月3日閣議決定

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

Ⅰ　長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

（１）　中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（３年後実施）

（２）　著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

- 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

（３）　一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- 使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、５日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。

（４）企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進（※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正）

- 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

Ⅱ　多様で柔軟な働き方の実現

（１）　フレックスタイム制の見直し

- フレックスタイム制の「清算期間」の上限を１か月から3か月に延長する。

（２）　企画業務型裁量労働制の見直し

- 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

（３）　特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- 職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（※労働安全衛生法の改正）

施行期日：**平成２８年４月１日（ただし、Ⅰの（１）については平成３１年４月１日）**

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについて

現行

	1か月の時間外労働（1日8時間・1週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

平成22年4月以降、当分の間適用猶予（3年後見直し規定あり）

改正案

	1か月の時間外労働（1日8時間・1週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

	時間外労働が月60時間超である労働者が存在する割合		平均的な時間外労働が月60時間超である割合	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%

平成25年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数306件のうち、93件（30.4%）が「自動車運転従事者」

- 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。
  その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる（平成31年4月）。

１箇月の法定時間外労働の実績＜限度基準適用除外労働者＞

※　各事業場における労働時間が「最長の者」及び「平均的な者」において、法定時間外労働が月60時間を超える事業場、月100時間を超える事業場の割合を示したもの

①工作物の建設等の事業

（単位：%）

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	12.9	2.0
大企業	38.4	6.5
中小企業	8.7	1.2

（単位：%）

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.7	0.0
大企業	18.9	0.2
中小企業	1.1	－

②自動車の運転の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	41.9	9.0
大企業	40.6	3.7
中小企業	42.2	9.8

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	13.1	0.6
大企業	11.7	0.0
中小企業	13.4	0.7

③新技術、新商品等の研究開発の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	19.1	3.0
大企業	24.7	4.8
中小企業	15.0	1.7

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.5	－
大企業	3.9	－
中小企業	3.2	－

平成25年度厚生労働省「脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を加工したもの

表1－3　脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種（大分類） ＼ 年度	平成24年度			平成25年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	133	116	62	101	91	37
管理的職業従事者	46	55	26	59	45	27
事務従事者	71	67	30	79	62	26
販売従事者	100	81	39	80	85	38
サービス職業従事者	116	88	36	82	82	27
輸送・機械運転従事者	163	146	86	170	145	95
生産工程従事者	46	54	21	64	48	19
運搬・清掃・包装等従事者	43	26	3	27	31	11
建設・採掘従事者	88	72	19	81	68	17
その他の職種（上記以外の職種）	36	36	16	41	26	9
合計	842	741	338	784	683	306

注　1　職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
　　2　「その他の職種（上記以外の職種）」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図1－3　職種別構成比

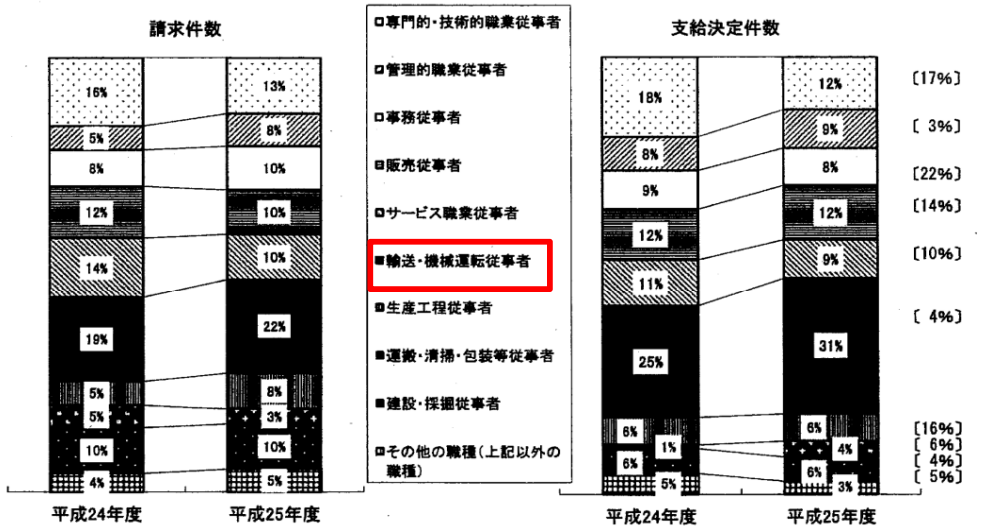

※　〔　〕は、雇用者総数に占める各職種の雇用者割合（平成24年「就業構造基本調査」のデータを用いて計算）

表1－3－2　脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種（中分類の上位15職種）

平成25年度

＼	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	93
2	販売従事者	営業職業従事者	21
3	販売従事者	商品販売従事者	16
3	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	16
5	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	13
6	事務従事者	一般事務従事者	11
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11
8	専門的・技術的職業従事者	製造技術者（開発を除く）	9
9	事務従事者	営業・販売事務従事者	8
9	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	8
11	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	7
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	7
11	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	7
14	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	6
14	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	6

注　職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

精神障害

平成25年度厚生労働省「脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を加工したもの

表2－3　精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種（大分類） ＼ 年度	平成24年度			平成25年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	274	284	117	307	264	104
管理的職業従事者	50	51	26	58	39	18
事務従事者	342	304	101	350	316	86
販売従事者	140	154	54	162	126	42
サービス職業従事者	153	141	57	176	132	51
輸送・機械運転従事者	58	67	33	95	74	30
生産工程従事者	147	131	56	153	143	56
運搬・清掃・包装等従事者	46	41	15	32	31	10
建設・採掘従事者	29	31	11	48	41	24
その他の職種（上記以外の職種）	18	13	5	28	27	15
合計	1257	1217	475	1409	1193	436

注　1　職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
　　2　「その他の職種（上記以外の職種）」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図2－3　職種別構成比

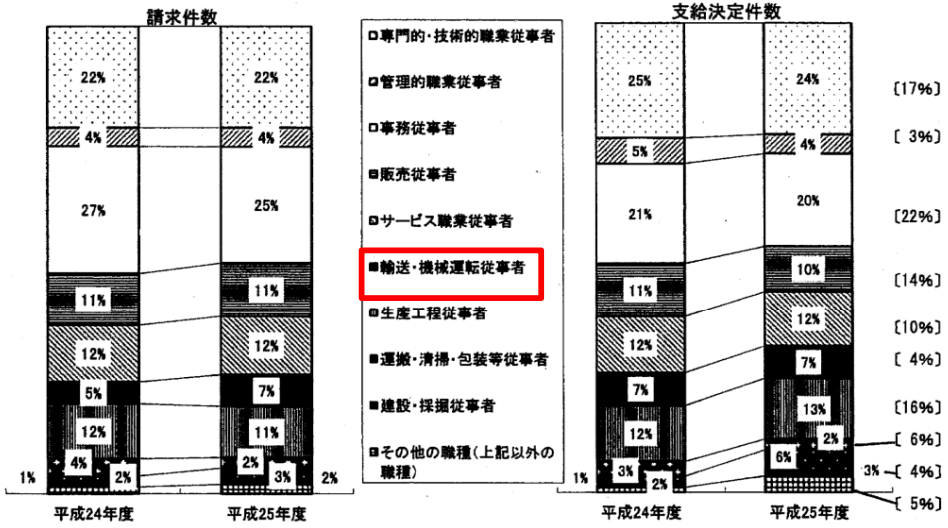

※　〔　〕は、雇用者総数に占める各職種の雇用者割合（平成24年「就業構造基本調査」のデータを用いて計算）

表2－3－2　精神障害の支給決定件数の多い職種（中分類の上位15職種）

平成25年度

＼	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	50
2	販売従事者	商品販売従事者	26
2	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	26
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	21
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品）	21
6	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	18
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	17
7	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	17
9	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	16
10	販売従事者	営業職業従事者	15
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	13
11	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	13
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	13
14	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11
14	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	11

注　職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

現行施策の例①：中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給

平成27年度予算額　221，221千円

助成金制度の概要

中小企業事業主が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定外労働時間の削減」、「年次有給休暇の取得促進」等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

助成内容等

＜支給対象となる取組例＞

◇労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等）の導入・更新

◇労働能率の増進に資する機器等（小売業のＰＯＳ装置、自動車修理業の自動車リフト、自動洗車機等）の導入・更新

◇社会保険労務士によるコンサルティング

＜助成額＞

助成割合は助成対象の費用の最大３／４、最小１／２　上限額１００万円

＜実績＞

平成２５年度　２９９件（支給件数）

平成２６年度　２９８件（申請件数）

現行施策の例②:トラック運転者労働条件改善事業について(厚生労働省委託事業)

厚生労働省で平成24年度から行っている、トラック運転者の労働条件改善事業。荷主企業、元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた協議会を設置し、アドバイザーによる個別指導等を通じて、長時間労働を改善する取組。

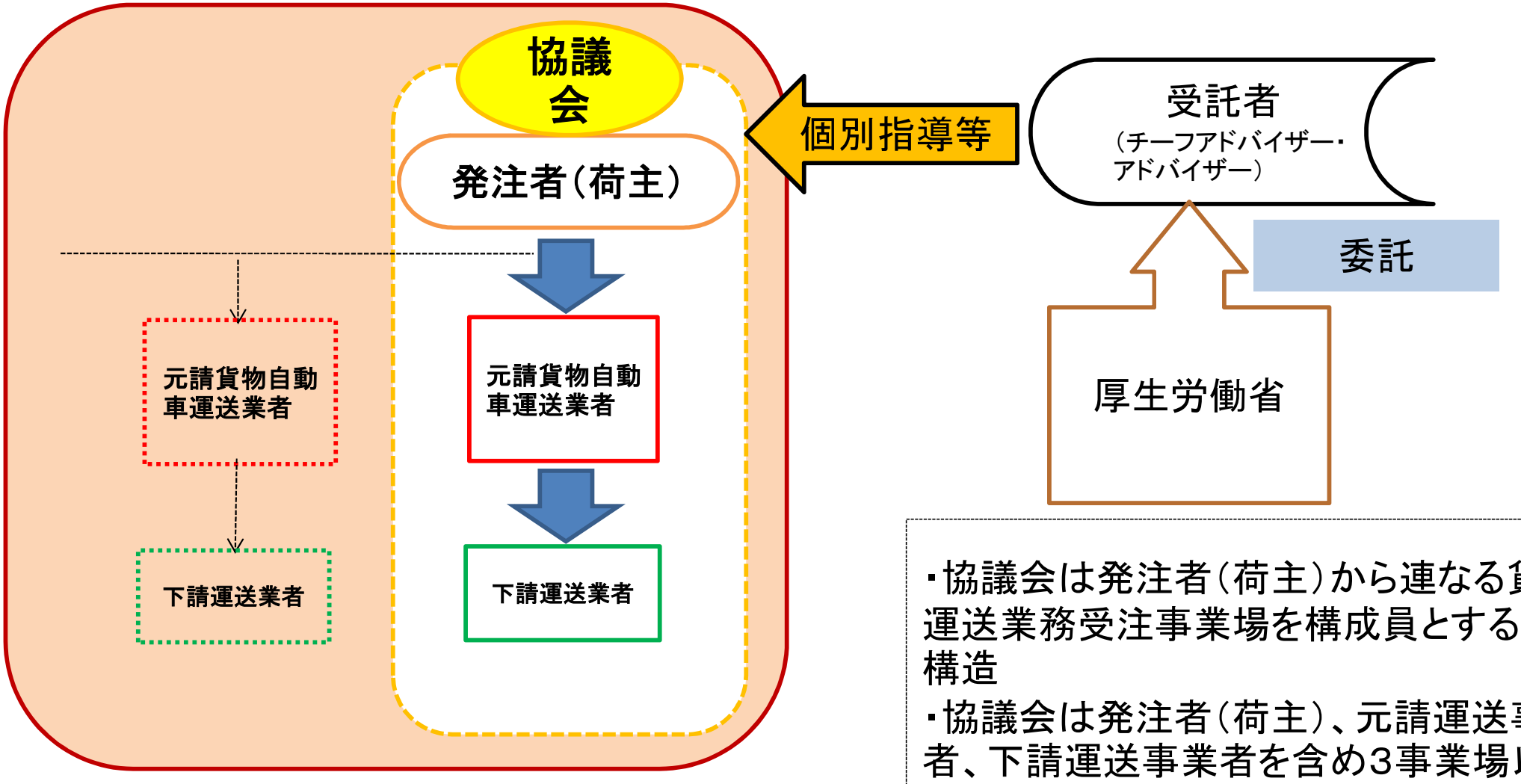

・協議会は発注者(荷主)から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする多層構造
・協議会は発注者(荷主)、元請運送事業者、下請運送事業者を含め3事業場以上

【事例紹介】トラック運転者労働条件改善事業

Case１　導線と積込作業の改善で車両待機時間を短縮化（荷主：家電メーカー）

Before

・製造建屋→出荷建屋への横持ち運搬
・積込み車両の手待ち

【 対 策 】
①建屋間運搬を削減し製造建屋からのダイレクト出荷
②積込作業のフォークリフト荷役併用
③出荷建屋の導線改善、接車スペース拡大出入口の拡張等

After

各改善策の相乗効果により車両1台あたりの待機時間を9～10分程度短縮化

Case２　回収物の降ろし作業時間短縮による拘束時間削減（荷主：食品スーパー）

Before

・回収物の降ろし作業に時間がかかる。
・降ろし作業の順番待ちで手待ち時間発生

【 対 策 】
①回収物の店舗での仕分けを徹底
②作業の軽減による効率化

After

・作業時間と手待ち時間の短縮、拘束時間の短縮
・作業効率の向上

Case３　データの活用により場内作業をスムーズに（荷主：製紙メーカー）

【従来の対策】
①入庫受付管理システム
②場内整理とバースの確保
③商品の共有化

【追加の対策】
①入庫受付管理システムのデータ化
②場内作業員の増員
③指図書の入手場所の複数化

After

・入庫から出庫まで2時間（待機時間30分以内）に
・待機時間の削減による労働時間短縮

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）について

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内　容

○ 拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）】トラックの場合、原則として1日13時間（延長する場合でも16時間）、1箇月293時間など
○ 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】 原則として継続8時間以上
○ 運転時間 トラックの場合、2日を平均し1日当たり 9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間
○ 連続運転時間 トラックの場合、4時間以内
※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施　行

労働基準監督署	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導
国土交通省との連携	① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報
国土交通省の取組	過労運転防止の観点から、改善基準告示の内容を国土交通省令に取り込み、事業許可取消処分等の行政処分基準として機能（トラックの場合は平成13年9月1日～）

トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導状況（平成25年）

１．監督指導状況（対象：3,016事業場）

（1）労働基準関係法令違反

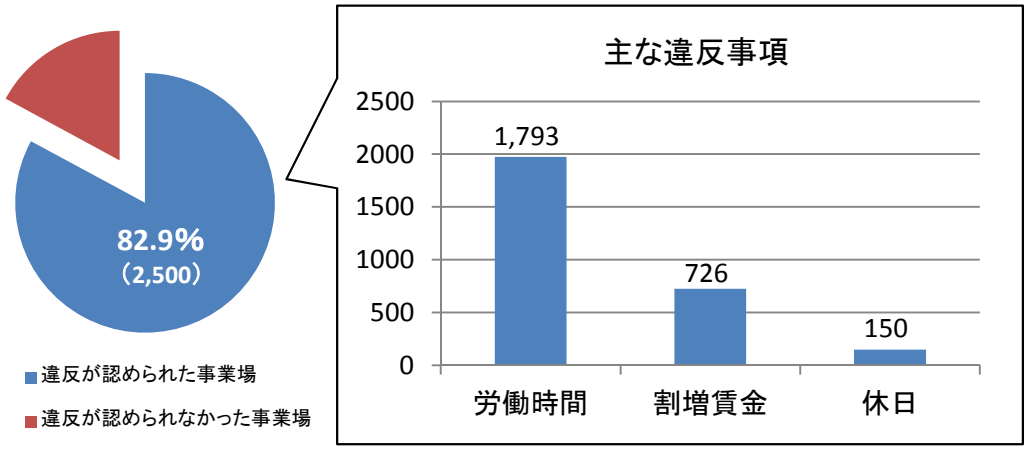

（2）改善基準告示違反

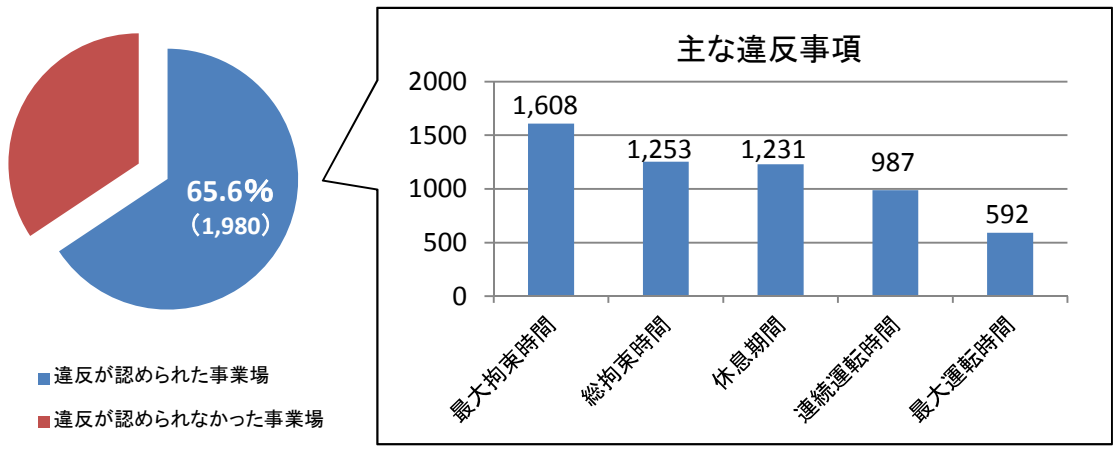

２．監督指導事例

地方運輸機関からの通報を契機に、労働基準監督署の労働基準監督官（以下「監督官」という。）が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

1　特定の荷主から頻繁に注文される臨時の発注業務に対応するため、漫然と配車計画を組んだ結果、特定のトラック運転者の拘束時間が長くなる勤務シフトが組まれていた。

　このため、時間外労働・休日労働に関する協定で定めた上限時間である月93時間を超える、約100時間の時間外労働が認められ、また、1か月の総拘束時間が最長で約360時間に上っていたため、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。

2　監督官による指導の結果、特定の自動車運転者に仕事が偏らないよう、荷主とも調整の上、配車計画と勤務シフトが見直され、違反が是正された。

（参考）是正勧告事項　・労働基準法第32条（労働時間）違反
　　・改善基準告示（1か月の総拘束時間、休息時間、運転時間）違反

労働基準監督行政の組織

○　憲法第２７条第２項に基づき、労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令（違反に罰則）の実効を確保するため、
国直轄の機関として、労働基準監督署等の機関が労働基準法に規定されている。

【監督機関の体制】

厚生労働省（本省）

指揮監督（労働基準法第99条第1項）

- 労働基準法など労働条件の最低基準の定立
- 法令の適用に当たって労働局、監督署からの随時の疑義照会に対する回答等
- 労働基準監督官の権限行使の考え方、具体的な手法等に係る指示等
- 全国統一的な運用を確保するための労働局への指導（中央監察）
- 都道府県を超える広域事案の指導調整
- 全国一斉の監督指導（高速ツアーバス事業者一斉監督、調査的監督など）の指示
- 労働基準監督官制度（試験、採用、研修など）の運用

都道府県労働局（47局）

指揮監督（労働基準法第99条第2項）

- 監督署に対する年間監督計画の作成方針の指示と作成された計画が適切かどうかの審査
- 監督計画に沿って監督が行われているか、使用停止命令など事業活動への影響の大きい処分が適切に行われているかの確認・指導（地方監察）
- 署の管轄を超える広域事案の指揮
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案の処理方針の指示、地方検察庁との連携

労働基準監督署（321署）

事業場数、労働者数、危険有害業務の状況、利用者の利便性、組織の効率性を考慮し、配置

- 労働基準監督官が個別事業場に対し監督を行い労働基準関係法令違反を是正指導
- 労働基準監督官が司法警察員として重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案を送検
- 労働者からの申告の受付・処理
- 就業規則、「３６協定」など労使協定の受理・指導

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

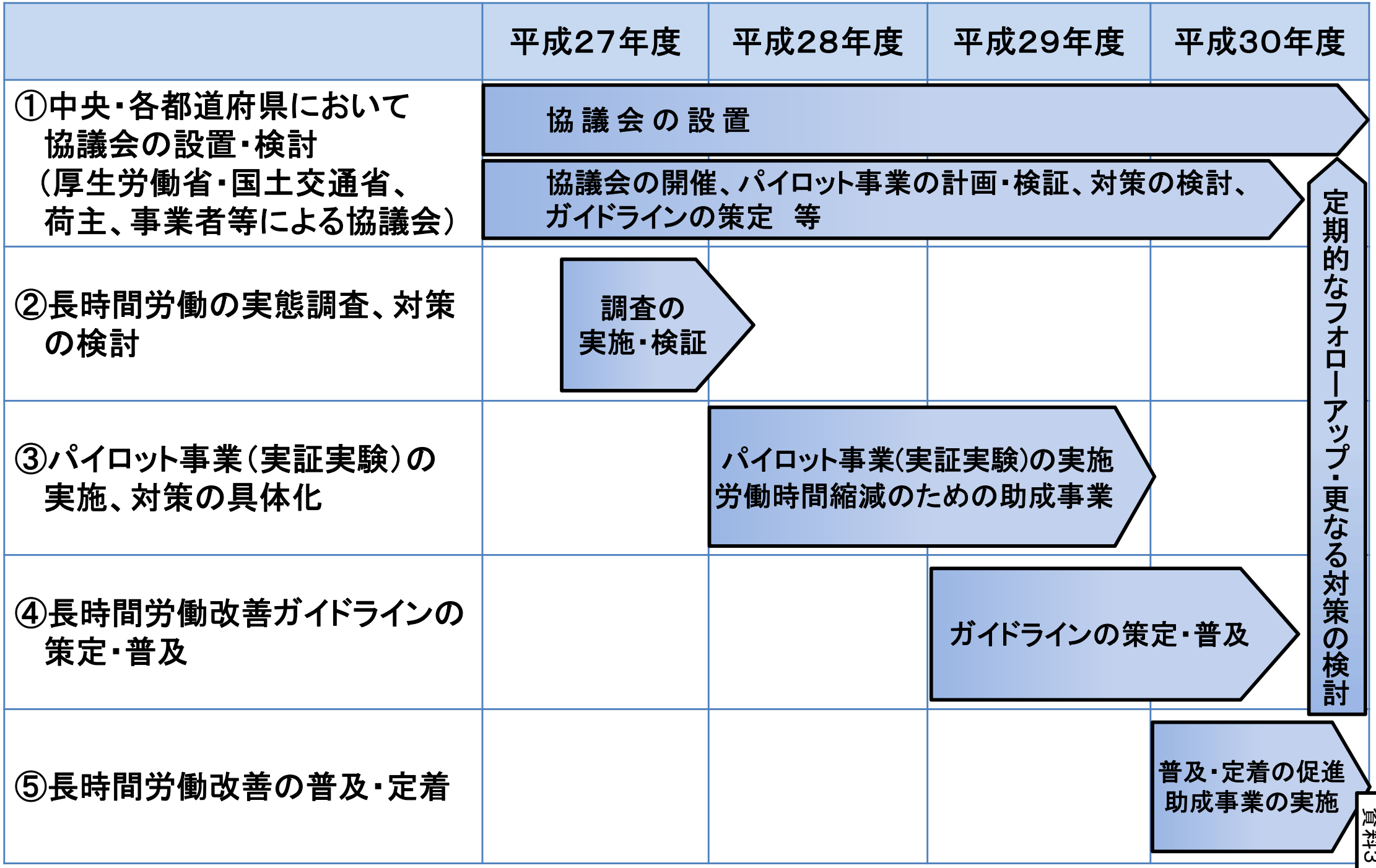

資料3

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方

平成27年度の地方協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政（国土交通省・厚生労働省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール

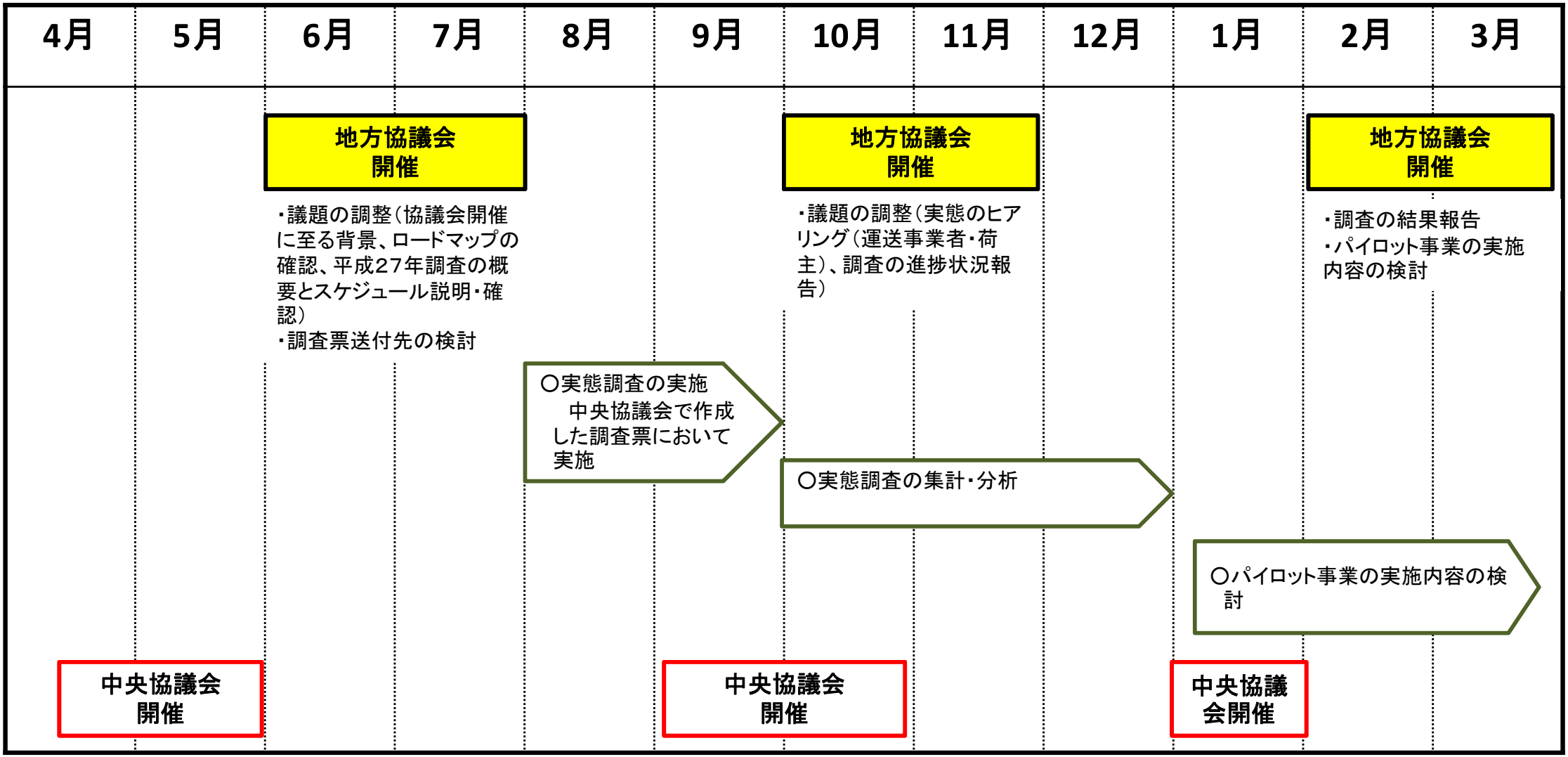

基発０５１１第３号
国自貨第１３号
平成２７年５月１１日

都道府県労働局長　殿

地方運輸局長等　殿

厚生労働省労働基準局長

国土交通省自動車局長

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の設置について

本年４月３日に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」においては、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、平成31年４月から、中小企業への猶予措置を廃止することとしているところ、中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このうち、トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。

このため、別添ロードマップに基づき、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省・国土交通省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図っていくこととしている。
ついては、下記の点に留意の上、都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協会の連携により、速やかに各都道府県の協議会（以下「地方協議会」という。）設置に向けた準備に着手し、設置・運営に万全を期されたい。
なお、地方協議会には、都道府県労働局長、地方運輸局長が委員として参加すること。

記

１．地方協議会においては、一般論を取り上げるのではなく、都道府県における具体的な長時間労働の実態を捉え、それを根本的に改善していくことを目的として取り組むこと。

２．地方協議会においては、経済団体代表等の他に、各都道府県における主要な荷主企業を協議会に加えること。

３．都道府県労働局及び運輸支局は、必要な関係者が協議会やそれに基づく取組に参加するよう、連携して必要な対応を行うこと。

基政発０５１１第３号
基監発０５１１第１号
国 自 貨 第 １ ４ 号
平成２７年５月１１日

都道府県労働局長　殿

地方運輸局長等　殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長

監　督　課　長

国土交通省自動車局
貨　物　課　長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の地方協議会運営について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会については、「『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』の設置について」（平成２７年５月１１日付け基発０５１１第３号、国自貨第１３号）により運営を行っていくところであるが、下記の点についても留意の上、地方協議会の設置・運営に万全を期されたい。

記

１．地方協議会は、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体代表、労働者団体代表、都道府県労働局長、地方運輸局長等を基本とし、各都道府県の実情に応じた委員の構成とする。荷主については、荷主団体だけでなく、各都道府県で影響力のある荷主企業を委員に加えることとする。また、必要に応じて関係団体等の代表も委員とする。

２．次のような役割分担のもと、都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協会の共同事務局とする。

（役割分担）

労　　働　　局：荷主企業の委員の選定、パイロット事業に係る荷主企業の選定
運　輸　支　局：地方協議会運営（会場の選定、旅費・謝金の支払、パイロット事業の運営）、トラック運送事業者等の委員の選定
地方トラック協会：実態調査の調査票の配布等、課題・事例の掘り起こし

３．委員等を調整の上、別添の進め方に基づき７月までに全ての都道府県で地方協議会を立ち上げることとし、その後は、４半期～半年に１回程度の開催を行う。なお、必要に応じてワーキンググループの立ち上げや開催回数を増やすなどしても差し支えない。

４．地方協議会は公開を原則とする。ただし必要と認める場合（事業者の具体的な実態の聴取を行う場合など）は、非公開で行うことができる。

５．地方協議会についての委員及び形式については、検討しやすい体制を考慮し、中央協議会と同様にパートナーシップ会議を改組することにより設けることでも差し支えない。

地方協議会の今後の進め方について

【平成２７年度】

〇各都道府県単位で協議会の立ち上げに着手。（５月）
　→各運輸支局、各都道府県労働局及び地方トラック協会との調整
　→役割分担の確認
　→委員の選定、委嘱

〇協議会の開催（６月～７月）
　→議題の調整（協議会開催に至る背景、ロードマップの確認、平成２７年度調査の概要とスケジュール説明・確認）
　→調査票送付先の検討（６月中に選定）

〇調査の実施（８月～９月）
　→調査票については、中央協議会で作成
　→地方トラック協会から調査票を送付（８月中）
　→調査票の回収（９月中）

〇協議会の開催（１０月～１１月）
　→議題の調整（実態のヒアリング（運送事業者・荷主）、調査の進捗状況報告）

〇調査票の集計・分析（１０月～１２月）
　→中央で集計
　→全体及び各県ごとに集計

〇協議会の開催（２月～３月）
　→調査の結果報告
　→パイロット事業の実施内容の検討

（ 参　考 ）

【平成２８年度】
〇協議会の開催（４月～５月）
　→パイロット事業実施事業者等の選定
　→工程、スケジュール等事業内容の確認

〇パイロット事業実施（６月～１２月）
　→結果の分析・検証
　→阻害要因・課題の整理、対策の検討

〇協議会の開催（１０月～１２月）
　→パイロット事業の状況

〇協議会の開催（２月～３月）
　→パイロット事業の結果報告
　→来年度のパイロット事業の実施内容の検討

【平成２９年度】
〇協議会の開催（４月～５月）
　→パイロット事業実施事業者等の選定
　→ガイドライン記載内容の検討

〇パイロット事業実施（６月～１２月）
　→結果の分析・検証
　→阻害要因・課題の整理、対策の検討

〇協議会の開催（１０月～１２月）
　→パイロット事業の状況
　→ガイドラインの記載内容の検討

〇協議会の開催（２月～３月）
　→パイロット事業の結果報告
　→ガイドラインの記載内容の整理

トラック輸送における長時間労働の実態調査　概要（案）

①調査の目的等

○本調査は、トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役の契約の有無など、長時間労働の実態及び原因を明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮のための対策検討に資することを目的とし、**厚生労働省、国土交通省が共同して実施**する。

○今後、対策を検討・推進していく上で、本調査による正確な実態把握が何よりも重要となることから、円滑かつ正確な情報収集に向けて、調査において報告されたデータ等は統計的に処理し、**運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用しない旨を周知**。

②調査対象者

・地方トラック協会（47協会）の会員事業者で**各都道府県20社以上の事業者から100ドライバー分を回収する**ことを基本とし、
東京・愛知・大阪・北海道は30社以上の事業者から150ドライバー分を回収予定

③調査内容

ドライバーに下記の各業務に掛かった時間等を記入して頂き、１日の労働時間、業務内容について把握する。（運転日報をより詳しくした調査票をイメージ。**9月の1週間（9/14（月）～9/20（日）の7日間）分を調査対象期間とする**。）

併せて、トラック事業者の属性（保有車両数、ドライバー数、荷主企業との状況等）についても把握し、全国及び各都道府県において傾向を分析する。

①始業時間、始業点呼、日常点検、乗務前点呼
②発荷主側での手待ち（対象荷主名、手待ちの内容）
③発荷主側での荷役（その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法（手荷役、フォーク等）、荷役に対する書面化及び料金収受の有無）
④運転時間（一般道路、高速道路（高速料金の支払いの有無）の別）
⑤着荷主側での手待ち（対象荷主名、手待ちの内容）
⑥着荷主側での荷役（その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法（手荷役、フォーク等）、荷役に対する書面化及び料金収受の有無）
⑦終業後の作業、乗務後点呼、終業時間　　等

④調査スケジュール

平成27年7月　調査票等を確定
8月　地方トラック協会を経由して対象事業者へ調査票一式を配布
9月　調査実施、調査票の提出
平成27年10～12月　調査票の集計・分析
平成28年1月　中央協議会に結果報告
2～3月　都道府県協議会に結果報告

資料4

平成 27 年 8 月

トラック運送事業者各位

厚 生 労 働 省
国 土 交 通 省

「トラック輸送状況の実態調査」ご協力のお願い（案）

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

トラック運送事業の労働者は、総労働時間が長い実態にあり、これは時間指定配送など荷主都合による手待ち時間や、手積み手卸し作業などによって荷役時間が長時間化するなど、事業者のみの努力では改善が困難であることが要因であると指摘されています。

こうした長時間労働は、労働者の心身の健康に影響するだけでなく、昨今物流業界で大きな課題となっている労働力不足の一因ともなっています。

そこで、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を設置し、対応策を講じていくことといたしました。

本調査は、荷主とトラック輸送状況の実態及び原因を都道府県ごとに明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮のための対策検討に向けた基礎資料を収集することを目的に、厚生労働省、国土交通省が共同して実施するものです。

業務ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本調査の結果は統計的に処理し、具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、実態を正確にご記入下さい。

なお、本調査の実施につきましては、公益社団法人全日本トラック協会及び全国の都道府県トラック協会のご協力のもと実施いたしますことを申し添えます。

敬具

■アンケート調査票への記入方法等について

◆今回のアンケート調査は、『事業者記入用』と『トラックドライバー記入用』の２種類です。

◆どちらの調査とも、手待ち時間や荷役時間など荷主とトラック輸送状況の実態を把握し、その改善に取り組もうとするものです。つきましては、長時間労働の実態を正確にご記入下さい。

◆本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、くれぐれも実態を正確にご記入下さい。

事業者記入用のご回答について

① 事業者・事業所の責任者または運行管理者の方がご記入下さい。

② 平成２７年７月分の実態を正確にご記入下さい。

トラックドライバー記入用のご回答について

① ご回答いただくドライバーを「５名」選定して下さい。選定は、貴社のドライバーの運行実態の特徴を捉えることができるよう「地場」、「長距離」の割合など輸送実態に合わせ、平均的な労働時間のドライバー、長時間労働のドライバーなど、できる限り片寄りのないように選択していただきますようお願いします。

② 調査は、平成２７年９月１４日（月）～２０日（日）までの連続７日分とします。各調査票（７日分）には左上に調査日を記しています。ドライバーには、添付の「記入例」を参考に、その該当日の実態をご記入いただくよう、ご指示下さい。

③ トラックドライバー記入用の調査票は、「運転日報」をより詳しく記載するイメージのものです。普段は詳細に捉えていない（記入していない）内容につきましても、上記の調査期間中は、ドライバーの方々にそれぞれ詳しくご記入いただくよう、ご指示下さい。

④ トラックドライバー記入用の調査票の中で、「荷役に対する書面化の有無」、「荷役料金の収受の有無」、「高速道路を利用した場合の料金収受の有無」の回答は、ドライバーには判らない場合があると思われますので、運行管理者や配車担当者の方もご協力の上、ご回答下さい。

⑤ 荷役等の作業があった荷主名の記載について、荷主の具体名が書けない場合は、「A社物流センター」など仮称でも結構です。ただし、この７日間の調査票で、同じ荷主は同じ名称に統一してご記入いただくよう、ご指示下さい。また、別のドライバーが同一荷主の荷を扱う場合も、事業者を通して名称を統一していただくようお願いいたします。

⑥ お手数ですが、トラックドライバーの方が記入したあとで、管理者の方には、上記の荷主名など「記入内容のチェック」をお願いいたします。

■アンケート調査票の提出について

◆調査終了後、下記の調査票を同封の返信用封筒に入れてご返送下さい。

《返信用封筒に入れていただく調査票》

・事業者記入用　　１部

・トラックドライバー記入用　５名分（各一週間分の調査票）

◆ご返送の締め切り

平成２７年９月３０日（水）まで

■調査に関するお問い合わせ先

所属の都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

（添付の都道府県トラック協会連絡先一覧をご参照下さい。）

以　上

事業者記入用

トラック輸送状況の実態調査票（案）

厚　生　労　働　省
国　土　交　通　省

【ご記入に当たって】

〇本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、平成２７年７月分の実態を正確にご記入下さい。

問１．貴社の概要をご記入下さい。

貴社名			
住　　所			
電話番号			
ご記入者名		お役職名	

問２．貴社の保有車両台数をご記入下さい。

最大積載量	保有車両台数
２トン以下	台
２トン超４トン以下	台
４トン超８トン以下	台
８トン超１０トン以下	台
１０トン超	台
トラクター	台
合　計	台

問３．貴社のドライバー数をご記入下さい。

年齢	男性				女性			
	普通	中型※	大型	けん引	普通	中型※	大型	けん引
２０歳未満	人	人	人	人	人	人	人	人
２０歳～２９歳	人	人	人	人	人	人	人	人
３０歳～３９歳	人	人	人	人	人	人	人	人
４０歳～４９歳	人	人	人	人	人	人	人	人
５０歳～５９歳	人	人	人	人	人	人	人	人
６０歳以上	人	人	人	人	人	人	人	人
合　計	人	人	人	人	人	人	人	人

※中型には、８ｔ限定中型免許を含む。

※複数の免許を保有している場合（例、大型と中型）は、最上位の免許区分として下さい。

問４．貴社のドライバーの労働時間についてご記入下さい。具体的には、平成２７年７月分の実績から、各労働時間の項目が「最も長い運転者」及び「平均的な運転者」について該当する数値をそれぞれ記入して下さい。なお、「その運転者の勤務体系を、下表の選択肢から選び、番号を記入して下さい。※休息期間のみ、「最も短い運転者」の実態を記入して下さい。

労働時間の項目	最も長い運転者		平均的な運転者	
	具体的な時間	勤務体系	具体的な時間	勤務体系
１か月の拘束時間	時間		時間	
１日の拘束時間	時間		時間	
休息期間	※ 時間		時間	
１日の運転時間	時間		時間	
１週間の運転時間	時間		時間	
連続運転時間	時間		時間	
１日の手待ち時間	時間		時間	
１か月の総労働時間	時間		時間	
１か月の時間外労働時間	時間		時間	

勤務体系の選択肢	１．長距離貨物輸送を担当 ２．日帰り貨物輸送を担当 ３．長距離及び日帰りの両方を担当

問５．貴社のドライバーの過不足の状況について、該当する番号１つに○印をつけて下さい。

１．不足している（具体的に不足している人数は何人ですか。＿＿＿＿＿人）
２．不足していない
３．わからない、どちらともいえない

問６．ドライバーが不足している場合、どのような対応をとっていますか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。（複数回答可）

１．ドライバーの早出残業で対応している
２．ドライバーの休日出勤で対応している
３．予備のドライバーで対応している
４．事務職・管理職で対応している
５．下請・傭車で対応している
６．対応できず輸送を断っている
７．その他（具体的に　　）

問６．荷主との取引関係について、それぞれご回答下さい。

内　　訳		元請けとして直接取引している真の荷主数	下請けとして入っている元請け荷主数
		社	社
時間指定の有無	時間指定あり	%	%
	午前・午後の指定あり	%	%
	時間指定なし	%	%
	計	１００%	１００%
荷役作業の割合	手荷役	%	%
	ﾊﾟﾚｯﾄ崩し手荷役	%	%
	ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役（ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰが作業）	%	%
	ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役（荷主側が作業）	%	%
	ﾛｰﾙﾎﾞｯｸｽ荷役	%	%
	その他	%	%
	計	１００%	１００%
上記荷役作業以外の付帯作業(※)の割合	上記荷役作業以外の付帯作業あり	%	%
	上記荷役作業以外の付帯作業なし	%	%
	計	１００%	１００%
荷役作業、付帯作業に対する書面化の有無	書面化している	%	%
	口頭で依頼	%	%
	事前連絡なし	%	%
	計	１００%	１００%
荷役料金の収受の有無	収受している	%	%
	収受していない	%	%
	計	１００%	１００%
車両留置料の収受の有無	収受している	%	%
	収受していない	%	%
	計	１００%	１００%
高速道路料金の収受の有無	収受している	%	%
	収受していない	%	%
	計	１００%	１００%
路上駐車の発生の有無	発生している	%	%
	発生していない	%	%
	計	１００%	１００%

（※）荷役作業以外の付帯作業とは、「棚入れ」「保管場所までの横持ち運搬」「資材、廃材等の回収」「商品仕分け」「検品」「納品場所の整理」「ラベル貼り」などとします。

問７．荷主企業に対して時間短縮（作業効率化）への協力を依頼したことがありますか。協力を依頼したことがある場合、その内容をご記入ください。また協力の有無はどの程度でしたか。該当する番号全てに〇印をつけて下さい。

１．真荷主に協力を依頼した

協力依頼の具体的内容：例；配送先の手待ち時間短縮、到着時間の変更など 上記について、約　　%の協力を得られた

２．元請け運送事業者に協力を依頼した

協力依頼の具体的内容：例；配送先の手待ち時間短縮、到着時間の変更など 上記について、約　　%の協力を得られた

３．協力依頼をしたいができない

協力依頼できない理由は何ですか。

４．協力依頼をしたことはない

問８．労働時間短縮に向けて必要な対応についてお聞きします。それぞれ該当する番号全てに〇印をつけて下さい。（複数回答可）

（１）荷主側で必要と思われること

１．荷役の機械化等による荷役時間の削減
２．商慣行の改善（具体的に　　）
３．発注時刻の厳守・前倒し
４．出荷時刻の厳守・後倒し
５．荷役作業の削減・解放
６．配達先への配達指定時刻の延長・柔軟化
７．配達先での手待ち時間の削減への口添え
８．物流施設の拡充・整備
９．その他（具体的に　　）

（２）トラック運送業界全体として必要と思われること

１．発荷主へのＰＲ
２．着荷主へのＰＲ
３．契約の書面化の徹底
４．適正運賃の収受
５．荷役作業の削減・解放に向けた規格の統一
６．その他（具体的に　　）

（３）行政等への協力要請が必要なこと

１．関係行政間での連携強化
２．荷主団体へのＰＲ
３．契約の書面化の徹底
４．荷役作業の削減・解放に向けたパレット等規格の統一
５．協力のない荷主に対する指導・警告
６．その他（具体的に　　）

問８．長労働時間の実態や問題点、労働時間短縮に向けたお考えやご意見があれば、ご自由にご回答下さい。

ご協力ありがとうございました。

トラックドライバー記入用

No.

トラック輸送状況の実態調査票（案）

厚 生 労 働 省
国 土 交 通 省

【ご記入に当たって】本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、実態を正確にご記入下さい。

年齢：　　歳	性別：男・女	使用車両：大 型・中 型・小 型・トレーラ

１日目：９月　　日（　）	始業時間　　：	終業時間　　：	走行距離　　km	集配箇所数　　カ所	実車距離　　km

時間 項目		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	時間の合計
点検・点呼等																											点検等　：
運転時間	一般道路																										運転（一般）　：
	※２ 高速道路																										運転（高速）　：
手待ち時間 ※３ （Ａ～Ｃは中央下の例を参考にして下さい）	Ａ．荷主都合																										手待Ａ　：
	Ｂ．ドライバーの自主的な行動																										手待Ｂ　：
	Ｃ．その他 時間調整等																										手待Ｃ　：
荷役時間																											荷　役　：
上記及び休憩時間以外のその他付帯作業等																											付帯作業　：
休憩時間																											休　憩　：
※１：荷役等の作業した荷主毎に上の欄に①からの荷主番号を振り、その荷主の状況を別途下欄に記入して下さい。記載例を参考にして下さい。																											拘　束　：

※１：上記の荷主番号の荷主名をご記入いただき、その荷主の状況をそれぞれ下段の選択肢から番号を１つ選んでご記入下さい。なお、ドライバーご自身でわからない場合は、「運行管理者」や「配車担当者」に確認して、記入して下さい。

荷主番号	荷主名 （具体的な名称を可能な範囲で記入して下さい）	輸送品目	発荷主/着荷主 ※発・着両方の場合、右の設問は「着」の状況についてご記入下さい。	時間指定の有無	荷役の内容	荷役の方法	荷役に対する書面化等の有無	荷役料金の収受の有無	※２ 高速道路を利用した場合、料金収受の有無	その他付帯作業等の内容 【この設問のみ複数回答可】 （下記の選択肢にない場合は具体的に記入して下さい）
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										

輸送品目
1．米・麦・穀物
2．生鮮食品
3．加工食品
4．飲料・酒
5．原木・材木等の林産品
6．鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品
7．鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材
8．鋼材・建材などの建築･建設用金属製品
9．壁紙・タイルなど住宅用資材
10．金属部品・金属加工品（半製品）
11．ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ製品
12．ガソリン・軽油など石油石炭製品
13．合成樹脂・塗料など化学性原料
14．医薬品
15．その他の化学製品
16．紙・パルプ
17．糸・反物などの繊維素材
18．衣服・布団などの繊維製品
19．日用品
20．書籍・印刷物
21．プラスチック性部品･加工品、ゴム性部品･加工品
22．機械ユニット・半製品
23．精密機械・生産用機械・業務用機械
24．家電・民生用機械
25．完成自動車・オートバイ
26．再生資源・スクラップ
27．廃棄物
28．宅配便・特積み貨物
29．空容器・返回送資材
30．その他

発荷主/着荷主
1．発荷主
2．着荷主
3．発・着両方

時間指定の有無
1．時間指定あり
2．午前・午後の指定あり
3．時間指定なし

荷役の内容
1．積込み
2．荷卸し

荷役の方法
1．手荷役
2．ﾊﾟﾚｯﾄ崩し手荷役
3．ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役
（ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰが作業）
4．ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役
（荷主側が作業）
5．ﾛｰﾙﾎﾞｯｸｽ荷役
6．その他

荷役に対する書面化等の有無
1．書面化している
2．口頭で依頼
3．事前連絡なし

荷役料金の収受の有無
1．収受している
2．収受していない

その他付帯作業等の内容
1．棚入れ
2．保管場所までの横持ち運搬
3．資材、廃材等の回収
4．商品仕分け
5．検品
6．納品場所の整理
7．ラベル貼り

※３：手待ち時間の分類
Ａ．荷主都合：集荷・配送の際に卸す車両の順番待ちやバース待ち、荷物が整わないための待ち時間、帰り荷までの待ち時間等、荷主の都合で発生する手待ち時間
Ｂ．ドライバーの自主的な行動：指定時間よりも早めに到着したための待ち時間等
Ｃ．その他の時間調整等：高速道路の割引時間等に合わせるための調整時間等、その他の調整時間

荷主から無理な指示などになっている理由や背景など、本件に関するご意見等あれば自由に回答して下さい。

トラックドライバー記入用

記入例（日帰り運行）

トラック輸送状況の実態調査票（案）

厚生労働省
国土交通省

【ご記入に当たって】本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、実態を正確にご記入下さい。

年齢：　３８歳　｜　性別：（男）・女　｜　使用車両：大型・（中型）・小型・トレーラ

１日目：　９月　　日（　）　｜　始業時間　５：００　｜　終業時間　１８：００　｜　走行距離　２５０　km　｜　集配箇所数　3　カ所　｜　実車距離　１４０　km

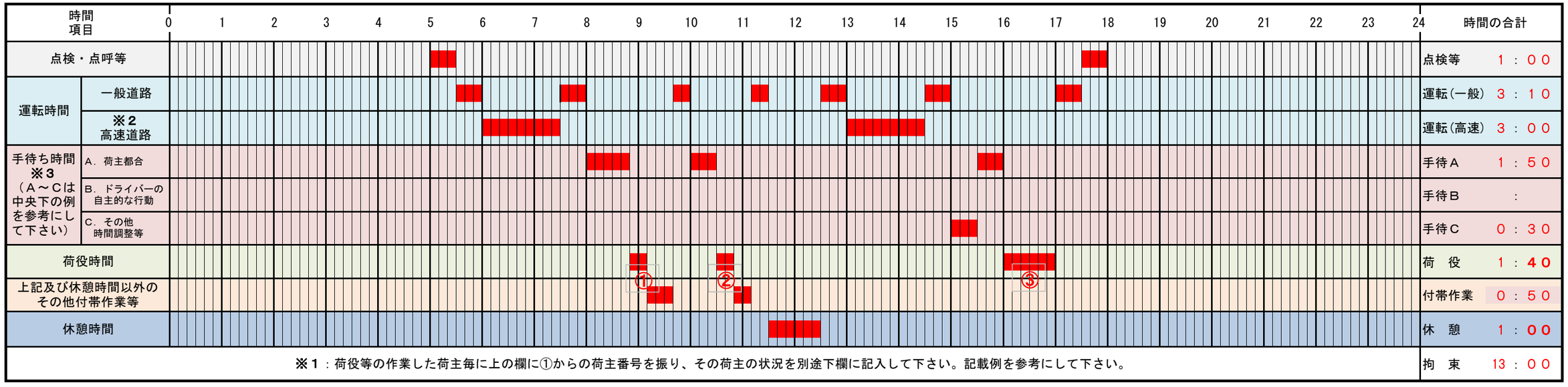

※１：上記の荷主番号の荷主名をご記入いただき、その荷主の状況をそれぞれ下段の選択肢から番号を１つ選んでご記入下さい。なお、ドライバーご自身でわからない場合は、「運行管理者」や「配車担当者」に確認して、記入して下さい。

荷主番号	荷主名（具体的な名称を可能な範囲で記入して下さい）	輸送品目	発荷主/着荷主 ※発・着両方の場合、右の設問は「着」の状況についてご記入下さい。	時間指定の有無	荷役の内容	荷役の方法	荷役に対する書面化等の有無	荷役料金の収受の有無	※２ 高速道路を利用した場合、料金収受の有無	その他付帯作業等の内容【この設問のみ複数回答可】（下記の選択肢にない場合は具体的に記入して下さい）
①	○○スーパー物流センター	3	2	1	2	1	2	2		2，5
②	スーパー△△物流センター	3	2	1	2	1	2	2		2，4
③	□□□食品	3	1	1	1	2	2	2	2	
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										

荷主の具体名が書けない場合は、「A社物流センター」など仮称でも結構です。ただし、この７日間の調査票で、同じ荷主は同じ名称に統一してご記入下さい。

1．米・麦・穀物
2．生鮮食品
3．加工食品
4．飲料・酒
5．原木・材木等の林産品
6．鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品
7．鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材
8．鋼材・建材などの建築･建設用金属製品
9．壁紙・タイルなど住宅用資材
10．金属部品・金属加工品（半製品）
11．ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ製品
12．ガソリン・軽油など石油石炭製品
13．合成樹脂・塗料など化学性原料
14．医薬品
15．その他の化学製品
16．紙・パルプ
17．糸・反物などの繊維素材
18．衣服・布団などの繊維製品
19．日用品
20．書籍・印刷物
21．プラスチック性部品･加工品、ゴム性部品･加工品
22．機械ユニット・半製品
23．精密機械・生産用機械・業務用機械
24．家電・民生用機械
25．完成自動車・オートバイ
26．再生資源・スクラップ
27．廃棄物
28．宅配便・特積み貨物
29．空容器・返回送資材
30．その他

1．発荷主
2．着荷主
3．発・着両方

1．時間指定あり
2．午前・午後の指定あり
3．時間指定なし

1．積込み
2．荷卸し

1．手荷役
2．ﾊﾟﾚｯﾄ崩し手荷役
3．ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役（ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰが作業）
4．ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役（荷主側が作業）
5．ﾛｰﾙﾎﾞｯｸｽ荷役
6．その他

1．書面化している
2．口頭で依頼
3．事前連絡なし

1．収受している
2．収受していない

1．棚入れ
2．保管場所までの横持ち運搬
3．資材、廃材等の回収
4．商品仕分け
5．検品
6．納品場所の整理
7．ラベル貼り

※３：手待ち時間の分類
Ａ．荷主都合：集荷・配送の際に卸す車両の順番待ちやバース待ち、荷物が整わないための待ち時間、帰り荷までの待ち時間等、荷主の都合で発生する手待ち時間
Ｂ．ドライバーの自主的な行動：指定時間よりも早めに到着したための待ち時間等
Ｃ．その他の時間調整等：高速道路の割引時間等に合わせるための調整時間等、その他の調整時間

荷主から無理な指示などになっている理由や背景など、本件に関するご意見等あれば自由に回答して下さい。

トラックドライバー記入用

記入例（長距離運行）

トラック輸送状況の実態調査票（案）

厚生労働省
国土交通省

【ご記入に当たって】本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありませんので、実態を正確にご記入下さい。

年齢：　４２歳　｜　性別：（男）・女　｜　使用車両：（大 型）・中 型・小 型・トレーラ

１日目：　９月　　日（　）　｜　始業時間　１７：３０　｜　終業時間　翌日９：３０　｜　走行距離　６００　km　｜　集配箇所数　２　カ所　｜　実車距離　５８０　km

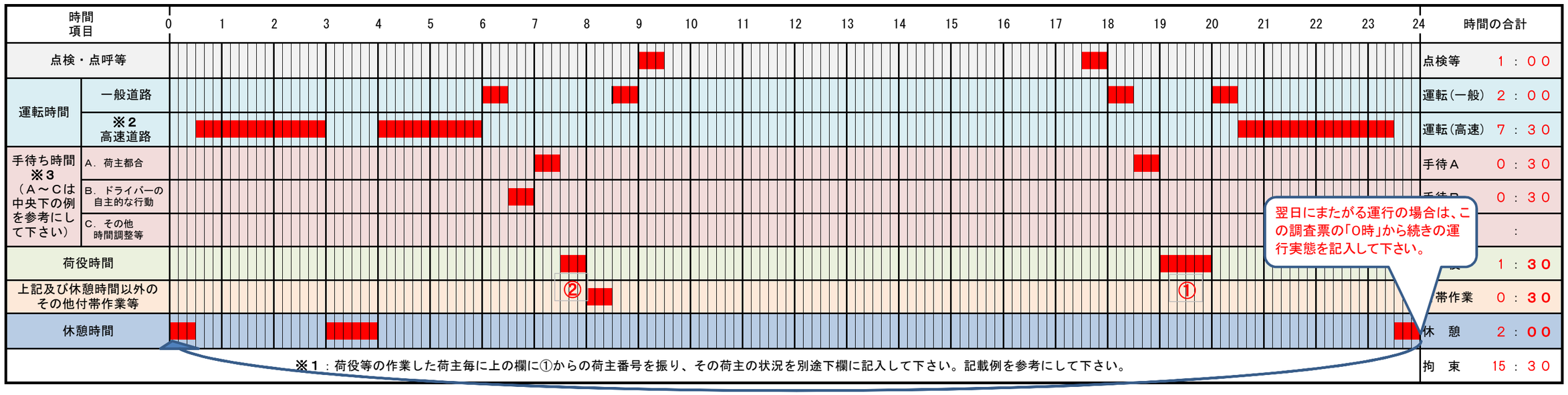

※１：上記の荷主番号の荷主名をご記入いただき、その荷主の状況をそれぞれ下段の選択肢から番号を１つ選んでご記入下さい。なお、ドライバーご自身でわからない場合は、「運行管理者」や「配車担当者」に確認して、記入して下さい。

荷主番号	荷主名（具体的な名称を可能な範囲で記入して下さい）	輸送品目	発荷主/着荷主 ※発・着両方の場合、右の設問は「着」の状況についてご記入下さい。	時間指定の有無	荷役の内容	荷役の方法	荷役に対する書面化等の有無	荷役料金の収受の有無	※２ 高速道路を利用した場合、料金収受の有無	その他付帯作業等の内容【この設問のみ複数回答可】（下記の選択肢にない場合は具体的に記入して下さい）
①	○○食品工業□□工場	3	1	1	1	3	2	2	1	
②	△△卸売業食品物流センター	3	2	1	2	1				2，4
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										

荷主の具体名が書けない場合は、「A社物流センター」など仮称でも結構です。ただし、この７日間の調査票で、同じ荷主は同じ名称に統一してご記入下さい。

1．米・麦・穀物
2．生鮮食品
3．加工食品
4．飲料・酒
5．原木・材木等の林産品
6．鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品
7．鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材
8．鋼材・建材などの建築･建設用金属製品
9．壁紙・タイルなど住宅用資材
10．金属部品・金属加工品（半製品）
11．ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ製品
12．ガソリン・軽油など石油石炭製品
13．合成樹脂・塗料など化学性原料
14．医薬品
15．その他の化学製品
16．紙・パルプ
17．糸・反物などの繊維素材
18．衣服・布団などの繊維製品
19．日用品
20．書籍・印刷物
21．プラスチック性部品･加工品、ゴム性部品･加工品
22．機械ユニット・半製品
23．精密機械・生産用機械・業務用機械
24．家電・民生用機械
25．完成自動車・オートバイ
26．再生資源・スクラップ
27．廃棄物
28．宅配便・特積み貨物
29．空容器・返回送資材
30．その他

1．発荷主
2．着荷主
3．発・着両方

1．時間指定あり
2．午前・午後の指定あり
3．時間指定なし

1．積込み
2．荷卸し

1．手荷役
2．ﾊﾟﾚｯﾄ崩し手荷役
3．ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役（ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰが作業）
4．ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ荷役（荷主側が作業）
5．ﾛｰﾙﾎﾞｯｸｽ荷役
6．その他

1．書面化している
2．口頭で依頼
3．事前連絡なし

1．収受している
2．収受していない

1．棚入れ
2．保管場所までの横持ち運搬
3．資材、廃材等の回収
4．商品仕分け
5．検品
6．納品場所の整理
7．ラベル貼り

※３：手待ち時間の分類

Ａ．荷主都合：集荷・配送の際に卸す車両の順番待ちやバース待ち、荷物が整わないための待ち時間、帰り荷までの待ち時間等、荷主の都合で発生する手待ち時間
Ｂ．ドライバーの自主的な行動：指定時間よりも早めに到着したための待ち時間等
Ｃ．その他の時間調整等：高速道路の割引時間等に合わせるための調整時間等、その他の調整時間

荷主から無理な指示などになっている理由や背景など、本件に関するご意見等あれば自由に回答して下さい。